

1 審議会の結論

令和4年8月30日付けの「令和〇年〇月〇日付け（〇〇〇〇－〇〇〇〇）で開示を受けた、子の母である審査請求人が中央児童相談所に相談していた情報（開示を受けた年月日：令和〇年〇月〇日）」についての保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対して、令和4年9月13日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分訂正決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、「追加・訂正を求めたいため。」としている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由について、実施機関が弁明書で説明し、又は当審議会において説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）判断基準

訂正については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号。）による改正前の宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号。以下「旧条例」という。）及び「旧条例の解釈及び運用基準」（平成15年総務部定め。以下「解釈運用基準」という。）において、また、児童記録票については、宮崎県児童相談所事務処理要領（令和2年福祉保健部定め。以下「事務処理要領」という。）において、以下のとおり規定している。

ア 旧条例第29条第1項（訂正請求権）

（ア）何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、こ

の限りでない。

- (イ) 同項の「次に掲げるもの」とは「(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」及び「(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第27条第1項の法令等又は規則その他の規程の規定により開示を受けたもの」としている。

イ 旧条例第29条第1項の解釈運用基準

(ア) 趣旨

実施機関の保有する個人情報に事実の誤りがあつた場合に、誤つた情報がそのまま放置されると、誤つた情報をもとにして行政処分その他の行政行為等が行われ、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、保有個人情報の本人等に訂正請求を認めたものである。

なお、本条例の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、本条例の開示決定等により開示を受ける範囲が確定されたものに限られる。これは、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するためである。

(イ) 解釈

- a 「内容が事実でない」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、学歴、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいう。

したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項（その評価、判断等が誤っている、不当である等）については、訂正請求の対象とはならない。

- b 「事実でない」とは、保有個人情報の利用目的及び内容等並びに当該事務で取り扱う保有個人情報の内容及び性質等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている保有個人情報とが合致していないことをいう。

したがって、過去の一定の時点で収集した保有個人情報の内容が現在では古くて正確でない場合であっても、その時点における資料として使用する限り、事実と合致しているといえるものである。

なお、「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、内容が不十分又は古いために読む者に誤解を生じさせる記載、電算処理における入力ミスなどが考えられる。

- c 「当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」とは、事実と合致していない保有個人情報の内容を事実と合致する内容に直すことのほか、不完全な保有個人情報の内容に不足している内容を加えること（追加）や事実と合致していない保有個人情報の内容を

削ること（削除）も含まれる。ただし、より正確、詳細に記録するために追記したり、付記したりすることを含むものではない。

ウ 旧条例第31条（保有個人情報の訂正義務）

実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

エ 旧条例第31条の解釈運用基準

（ア）趣旨

本条は、訂正請求があった場合に、当該訂正請求に理由があると認められるときは、実施機関は当該保有個人情報を訂正する義務があることを定めたものである。

（イ）解釈

- a 「理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報に事実の誤りがある場合をいう。
- b 「利用目的の達成に必要な範囲内で」とは、保有個人情報の訂正は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行うものであることをいう。保有個人情報の内容については、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実のみで足りる場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合などいろいろあり得ることから、利用目的に応じて、その必要な範囲内で訂正を行えば足りることとしたものである。例えば、利用目的が過去のある時点のデータを記録している場合には、最新の情報への訂正は行わないこととなる。
- c 訂正は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体である。したがって、訂正がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を与えるものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

オ 事務処理要領第3章第4節「調査記録」

（ア）記録の重要性

調査記録は、ケースを理解し、その全容を把握するための重要な記録となる。

したがって、個々の調査項目ごとの意図に応じて誤りなく記録し、この記録を読んだ第三者が、ケースの内容を的確に把握できるよう整備しなければならない。

また、調査記録は、情報公開の対象や家庭裁判所への申立の際の添付

資料となること等に留意する。

(イ) 記録及び社会診断

調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。

(2) 検討結果

3 (1) の判断基準に照らして本件訂正請求箇所のを確認したところ、審査請求人の子の「氏名」については、客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあり、訂正請求に「理由がある」と認められたため、旧条例第31条の規定に基づき訂正した。

しかし、その他の不訂正とした部分については、客観的な正誤の判定になじむ事項ではないことから、訂正請求に「理由がある」とは言えず、仮に審査請求人の主張通りに訂正したとしても、それに伴って児童記録票に記載された記録の趣旨が変わるものではないことから、審査請求人の主張は旧条例第31条に規定される利用目的の達成に必要な範囲を超えたものであり、訂正義務はないと判断したため不訂正とした。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和〇年〇月〇日付けの記録がないので、記録してもらいたい。
- (2) 令和〇年〇月〇日の面談時、実施機関職員はメモを取らずに審査請求人の質問を聞いていた。質問内容はきちんと記録に残し、回答してもらいたい。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和5年 3月14日	諮問を受けた。
令和5年 6月30日	諮問の審議を行った。
令和5年12月11日	諮問の審議を行った（実施機関出席）。
令和6年 1月26日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 本件審査請求に係る対象となる個人情報について

児童記録票は、国の児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）を基に定めた事務処理要領に従い作成するものであり、実施機関が児童や保護者等に必要な援助を判断するためにケースを理解し、その全容を把握することを目的としている。また、児童記録票について、事務処理要領では「調査内容は正確、簡潔、客観的に」記録することと定めている。

本件審査請求に係る対象となる個人情報は、審査請求人の子に係る児童記録票のうち、令和○年○月○日から令和○年○月○日までにおける家庭訪問の記録、保有個人情報部分開示時の対応記録、審査請求人との電話記録及び審査請求人との面談記録であり、このうち、本件審査請求の対象となっている情報は以下のとおりである。

ア 令和○年○月○日の保有個人情報部分開示時の対応記録に記載されている審査請求人の発言内容

イ 令和○年○月○日の面談記録に記載されている審査請求人の発言内容
このほか、審査請求人は、児童記録票に記載のない令和○年○月○日の電話記録の追記を求めている。

(2) 本件決定において不訂正とした部分の妥当性について

保有個人情報の訂正義務については、3(1)ウ及びエのとおり、旧条例第31条において、実施機関は「理由があると認めるとき」は、「利用目的の達成に必要な範囲内で」訂正しなければならないと規定されている。したがって、通常、まず「理由がある」、つまり、「事実の誤りがある」かどうかを判断し、その上で、理由があると認められる場合に、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正請求かどうかを判断するという二段構えの条文となっている。

しかし、当審議会において、実施機関の判断で不訂正とした部分について、本件決定が妥当であるかを審議するに当たり、審査請求人の訂正請求箇所を確認したところ、過去の面談や電話における審査請求人及び実施機関職員双方の発言内容に関する請求であり、その性質上、事実確認ができないものがほとんどであった。

そのため、事実の誤りがあるとまでは断定できないが、念のため、審査請求人による本件訂正請求が、実施機関が児童や保護者等に必要な援助の判断やケースの全容把握を行うという児童記録票の利用目的の達成に必要な訂正であるかどうかという観点で審議を行った。

その結果、例えば、6(1)イ中「当時のCW（ケースワーカー）」の実施機関職員の氏名への訂正、「本児が保護されている期間」への「(1

4カ月のうち)」の追加、児童記録票に全く記載のない令和〇年〇月〇日の電話記録の追記等、審査請求人が求めるそれぞれの訂正箇所については、仮に訂正したとしても、より詳細な記録となり、若しくは単なる言い換えとなるに過ぎず、又は重要な記録が不足していたとまでは言えないことから、実施機関の援助方針等の判断に影響を与える部分はないと判断した。

したがって、本件決定において不訂正とした部分については、旧条例第31条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正が必要と認められる保有個人情報はないことから、実施機関による本件決定は妥当であると判断した。

(3) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人が反論書において主張する4(1)については、本件訂正請求の段階で主張している記録の追加に関する再度の要求に過ぎず、4(2)については、本件訂正請求とは別に請求された追加の訂正請求及び実施機関への要望であって、本件審査請求の対象である本件決定とは何ら関係がないことから、審議の対象外である。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。